

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年6月)

6月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	中野工業株式会社(法人番号2450001011032) 代表者中野誠志	北海道旭川市工業団地5条3丁目796番地3	本社営業所	北海道旭川市工業団地5条3丁目796番地3	R5.6.22	輸送施設の使用停止(450日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送法第95条	令和4年6月7日及び令和4年8月5日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。 (1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)整備不良車両等運行(安全規則第3条の2)、(5)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(6)12月点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(7)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(8)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	45	45
2	株式会社ロード(法人番号5430002022309) 代表者中谷一成	北海道札幌市手稲区西宮の沢2条2丁目2番30号	本社営業所	北海道札幌市手稲区西宮の沢2条2丁目2番30号	R5.6.26	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年3月1日及び令和5年4月12日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5

